

医療保護入院等の移送に関する事務処理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第34条の規定による移送に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 法第34条の規定による医療保護入院及び応急入院（以下「医療保護入院等」という。）のための移送は、緊急に入院を必要とする状態にあるにもかかわらず、精神障害のために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人が病院に行くことに同意しないような場合であって、医療保護入院等のための移送のほかには、本人に必要な医療を確保する手段がない場合に限り行うものとする。

(移送に係る相談等)

第3条 法第34条の規定による移送に係る相談は、保健所において受け付けるものとする。

- 2 保健所長は、移送に係る相談を受けた場合は、移送対象者の家族等（法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。）又は現に保護の任に当たっている者との面接、主治医との連絡調整、訪問指導などにより迅速かつ的確な状況把握と対象者への受診説得など適切な対応に努めなければならない。
- 3 保健所長は、前項の規定による対応を行った結果、法第34条による移送を検討する必要があると認められる事例については、移送に係る事前調査を実施することとする。
- 4 保健所長は、必要に応じて事例検討会を開催し、移送の相談事例について関係機関と連携して、法第34条適用の適否、処遇方針の決定など適切な対応に努めるものとする。

(指定医の診察に係る事前調査)

- 第4条 保健所長は、移送の相談事例について、移送に係る事前調査を行う必要があると判断した場合、保健所の職員（以下「職員」という。）を速やかに対象者の居宅等本人の現在場所に派遣するものとする。
- 2 前項の規定により職員を派遣する場合には、家族等又は現に保護の任に当たっている者に対してあらかじめその旨を連絡するものとする。

- 3 派遣された職員は、速やかに精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の必要性を判断するための事前調査を行い、調査の結果について、様式1「医療保護入院等のための移送に関する事前調査及び移送記録票」の「事前調査票」に記載するものとする。
- 4 保健所長は、事前調査の結果に基づき、別紙1「医療保護入院等のための移送に係る診察対象者の判断基準」により指定医の診察の要否について決定するものとする。

（指定医の診察）

- 第5条 保健所長は、法第34条に規定する診察の実施を決定した場合には、速やかに指定医の診察を行うために必要な手続を開始するものとする。
- 2 保健所長は、指定医に対して診察を命ずるときは、あらかじめ診察の指示を命じようとする指定医と打合せの上、様式2「医療保護入院等のための移送に関する診察指示書」により行うものとする。なお、この診察は、できるだけ移送の対象者が入院する応急入院指定病院以外の指定医によって行うものとする。
 - 3 事前調査を行った職員は、指定医の診察に当たって、指定医に事前調査結果の報告をする。報告を確認した指定医は、事前調査票の「指定医の確認」の欄に署名するものとする。
 - 4 医療保護入院等のための移送に係る指定医の診察に当たっては、職員が立ち会うものとする。また、後見人、保佐人、親権を行う者、配偶者その他の現に本人の保護の任に当たっている者は、指定医の診察に立ち会うことができるものとする。
 - 5 保健所長は、必要に応じて診察の補助者を派遣するものとする。
 - 6 指定医は、診察を行い、別紙2「医療保護入院等のための移送に係る指定医の判断基準」により医療保護入院等の要否を判定するとともに、様式3「医療保護入院等のための移送に関する診察記録票」を作成するものとする。
 - 7 医療保護入院等のための移送に係る診察は、家族等がいる場合には、それらの者の協力を得て、居宅で行うことができるものとする。
家族等が存在しない場合には、措置入院の手続をとる必要があると認められない限りは、本人の了解を得ないで、居宅で診察することはできないものとする。

（移送の実施）

- 第6条 保健所長は、前条第6項の規定による指定医の判定結果に基づき、医療保護入院等のための移送の要否を決定するものとする。
- 2 派遣された職員は、移送の対象者を実際に搬送（車両等を用いて移動させることをいう。以下同じ。）する場合は、事前に、様式4「移送に際してのお知らせ」により、対象者に対して法第34条第4項に規定する事項を知らせなければならない。
 - 3 職員は、移送を行ったときは、様式1「医療保護入院等のための移送に関する事前

調査及び移送記録票」の「移送記録票」に記載するものとする。

- 4 移送の手續において、指定医が法第34条第4項に規定する行動の制限を行うことが必要であると判断したときは、様式3「医療保護入院等のための移送に関する診察記録票」にその旨を記載しなければならない。

また、行動の制限を行うに当たっては、指定医は行動の制限を受ける者に対して行動の制限を行う旨及びその理由を知らせるように努めなければならない。

- 5 移送の対象者の搬送は、応急入院指定病院等に委託することができるものとする。
- 6 搬送に当たっては、職員が移送の対象者に同行するものとする。
- 7 保健所長は、移送の対象者を搬送する際に、必要に応じて補助者を同行させることができるものとする。
- 8 医療保護入院等のための移送の手續は、移送先の応急入院指定病院に入院した時点又は医療保護入院等のための移送が不要と判定された時点で終了するものとする。
- 9 移送の手續において、指定医が医療を提供したときは、指定医は移送に同行しなければならない。また、移送の手續上行った医療に係る費用は、原則として患者本人の負担とする。
- 10 医療保護入院のための移送を行うに当たっては、事前に家族等又は市町村長から、様式5又は様式6による「医療保護入院のための移送に関する同意書」を徴するものとする。

(入院)

第7条 指定医による診察の結果、医療保護入院等させるため、移送の対象者を応急入院指定病院に実際に搬送するに当たって、職員は、入院をさせる応急入院指定病院にあらかじめ指定医の診察結果の概要等について連絡するよう努めるものとする。

- 2 医療保護入院等のための移送が行われた場合、応急入院指定病院において、職員から様式3「医療保護入院等のための移送に関する診察記録票」の写しを受け取ることに

り、医療保護入院等を行うものとする。

また、移送の対象者の入院後72時間以内に、応急入院指定病院において、医療保護入院等の病状にないと判断し退院手続を採る場合は、指定医の診察によるものとする。

- 3 医療保護入院者の入院届及び応急入院届の記載項目のうち、病名等指定医が記載する項目については、別途、記載する必要はない。ただし、これらの届出書の「第34条による移送の有無」の欄に移送があったことを記載しておくものとする。なお、これらの入院届の届出に当たっては、様式1「医療保護入院等のための移送に関する事前調査及び移送記録票」及び様式3「医療保護入院等のための移送に関する診察記録票」を当該入院届に添付するものとする。

- 4 様式1「医療保護入院等のための移送に関する事前調査及び移送記録票」及び様式3「医療保護入院等のための移送に関する診察記録票」は、5年間保管するものとする。
- 5 応急入院指定病院において患者の治療方針を立てるに当たっては、入院以前の医療機関の主治医と十分な連携をとるよう努めるものとする。

(応急入院のための移送)

第8条 応急入院のための移送の事務処理において、急を要する場合には、第3条及び第4条第2項の規定による手続の全部又は一部を省略することができるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。